

平成30年度熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

平成29年6月13日

熊本県教育委員会

平成30年度熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜は、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとする。

I ひのくに高等支援学校及び松橋支援学校高等部専門学科

1 一般選抜について

(1) 出願資格

入学を志願することのできる者は、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいをもつ者で、中学校若しくは特別支援学校の中学部を平成30年3月に卒業見込みの者(卒業した者)、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件を満たしている者とする。

- ①日常生活での行動が一人でできる者
- ②公共交通機関等の利用が可能な者
- ③保護者・本人ともに本県に住所を有する者
- ④合格した場合は、必ず入学する者

(2) 検査等

ア 検査等の内容については、当該学校の校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人に対して面接を、保護者に対して面談を行うことができる。

(3) 検査の日数 2日

(4) 検査の日程

当該学校の校長が定めたものによる。

(5) 主な日程

ア 願書受付	平成30年1月19日(金)～23日(火)午後4時
イ 出願変更	平成30年1月24日(水)～26日(金)午後4時
ウ 検査	平成30年2月1日(木)、2月2日(金)
エ 合格者発表	平成30年2月9日(金)

2 二次募集について

合格者が募集定員に満たない学校、学科について、二次募集を実施するものとする。

Ⅱ I 以外の特別支援学校高等部

1 一般選抜について

(1) 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す程度の障がい有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

①特別支援学校中学部若しくは中学校を、平成30年3月に卒業見込みの者又は卒業した者

②学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、重複障がい学級にあっては、当該学校対象の障がいのある者で、その障がいを含め2つ以上の障がいを併せ有する者とする。

また、訪問教育にあっては、原則として、特別支援学校中学部の訪問教育を卒業見込みの者又は卒業した者で、保護者と共に本県に在住し、かつ、学校から訪問可能な距離の者とする。

(2) 検査等

ア 検査等の内容については、当該学校の校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人（保護者同伴も可）に対して、面接又は面談を行うことができる。

(3) 検査の日数

1日又は2日。訪問教育にあっては検査日は設けない。

(4) 検査の日程

当該学校の校長が定めたものによる。

(5) 主な日程

ア 願書受付 平成30年2月13日（火）～16日（金）正午

イ 出願変更 平成30年2月19日（月）～22日（木）正午

ウ 検査 平成30年3月7日（水）・8日（木）又はいずれか1日のみ

エ 合格者発表 平成30年3月14日（水）

2 二次募集について

合格者が募集定員に満たない学校、学科等について、二次募集を実施するものとする。